

千葉大学医学部附属病院長候補者選出基準

令和4年11月9日
病院長候補者選出会議

国立大学の附属病院は、大学に置かれる他の教育研究機関と比して診療機能という特殊性を有した組織であり、医療の質と安全性を確保しつつ、先端医療の研究・開発の推進及び将来の優れた医療人の育成を行い、社会・地域医療に貢献するという使命を担っている。

その使命を遂行しうる適切な資質・能力を持つ病院長を選出するため、以下の選出基準に基づき次期病院長候補者を選出し、学長に推薦することとする。

【求められる資質及び能力】

医療法（昭和23年法律第205号）第10条の規定に則った者であるとともに、人格が高潔で学識に優れ、次世代の医療に貢献すべく先端医療研究の推進、優れた医療人の育成および病院の管理運営に関し見識を有し、学生及び教職員に尊敬される見識を有し、以下の点に合致する者

1. 医療安全管理業務に対する知見・経験を有する者

高度かつ先進的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、医療安全管理について十分な知見を有するとともに、医療法施行規則第6条の3第1項第7号の規定及び当該規定に係る通知に掲げられた業務の経験を有する者

2. 病院経営に必要な経営力を有する者

病院職員の意見反映に留意しつつ、診療報酬の改定など医療を取り巻く様々な外的変化に適切に対応し、強いリーダーシップと経営手腕を持って病院経営にあたりるとともに、病院の管理者として適切な管理運営ができる者

3. 千葉大学医学部附属病院に求められるミッションを遂行可能である者

患者の意思を尊重し、コミュニケーションを重視した診療科横断型のチーム医療の推進、医療人材のグローバル化を図り国際的にも通用する有能な医療人の育成など、千葉大学医学部附属病院に求められるミッションについて、千葉大学全体の方針を理解した上で確実に遂行できる者

4. 国立大学病院長会議等での全国的な視野を持った業務遂行能力及び文部科学省、厚生労働省等関係機関との調整能力を有する者

国立大学病院長会議等、関係団体で活動する中で、各国立大学附属病院間の意見を集約するとともに、文部科学省をはじめとする関係機関と緊密な連携を取りながら、我が国の医療の発展、医療人の育成及び先端科学の推進を實踐できる者